

諮問日：令和3年4月28日（令和3年度（最情）諮問第6号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第23号）

件名：最高裁判所事務総局秘書課会議係で使用されているマニュアルの一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局秘書課会議係で使用されている事務処理要領その他のマニュアル（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書（例えば、最高裁判所裁判官会議、最高裁判所事務総局会議及び最高裁判所審査室会議の準備作業に関するマニュアル）が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件対象文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書（例えば、最高裁判所裁判官会議、最高裁判所事務総局会議及び最高裁判所審査室会議の準備作業に関するマニュアル）が存在すると思われる旨主張

する。

しかし、最高裁判所事務総局秘書課会議係（以下「会議係」という。）が所管する事務につき、事務処理要領その他のマニュアルを組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、当該係では、職員が異動する際の引継ぎは、異動をしない職員と新たに転入する職員との間において随時口頭で説明を行うなどして事務を処理していることから、事務処理要領その他のマニュアルを作成する必要がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する司法行政文書（例えば、最高裁判所裁判官会議、最高裁判所事務総局会議及び最高裁判所審査室会議の準備作業に関するマニュアル）が存在する旨主張する。この点について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、会議係が所管する事務につき、事務処理要領その他のマニュアルを組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、会議係では、職員が異動する際の引継ぎは、異動をしない職員と新たに転入する職員との間において随時口頭で説明を行うなどして事務を処理していることから、事務処理要領その他のマニュアルを作成する必要がないとのことである。

当委員会庶務を通じて確認したところ、会議係が所管する事務内容は、裁判官会議、事務総局会議その他の会議に関する事項、議事録及び会議資料の整理及び保管に関する事項、規則の公布手続その他官報原稿の官報掲載手続等に関

する事項であり、上記会議に関する事項についての具体的な事務は、会議資料の受領及び配布、当日の会場設営等であり、議事録及び会議資料の整理及び保管に関する事項についての具体的な事務は、文書管理に関する通達等に基づいて遂行される業務であり、いずれも特段の事務処理要領を作成せずとも、支障なく執務が行われる性質のものであることが認められる。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

(別紙)

- 1 昭和60年12月28日付け最高裁秘書第475号官報報告主任通達「官報原稿取扱要領について」
- 2 省庁用官報原稿オンライン受付システム操作マニュアル（省庁利用者編）